特定施設設置届出書

提出日を 記載する。

> 年 月 日

松本市長 殿

• 本社所在地

会社名

代表者の職氏名 を記載する。

長野市〇〇町〇十〇一〇 届出者 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

代表者実印を押す。 (可能な限り社印も押す。)

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

	工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 松本第1工場		※整	理番号				
	工場又は事業場の所在地	松本市△△町△-△	※受理	里年月日		年	月	日	
	工場又は事業場の事業内容	自動車整備業	※施	設番号					
	常時使用する従業員数	OOY		※審	査結果				
	振動の防止の方法	別紙のとおり。		※備	考				
	特定施設の種類	形式	公称能力	数	使用開始 (時・			終了時!	刻
	二 圧縮機	OO型 OO社製 OO-OO	7.5 kW	1	8時30			寺 30 分	•
別表のとおり、該当する特定 施設の項番号及び施設名称 を記載する。			形式、公称能力十分確認する。						
<i>f</i> ī.	# # # # # # # # # # # # # #)種類の欄には 振動	規制法施行会	切実質	1 に掲げ	ス早来	- 兄で	<i>1</i> 17	

- 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、 ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持 基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して 講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用す ること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業 規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

振動・設置

記載例

- 1 届出が必要な指定地域 都市計画区域全域(ただし、工業専用地域及び市街化調整区域を除く。)
- 2 届出が必要な特定施設 別表のとおり
- 3 届出の提出期限 施設設置工事の開始 30 日前までに松本市環境保全課に提出する。
- 4 添付書類
 - □届出様式……記載例のとおり記載する。
 - □工場等及びその付近の見取図……所在地が一目でわかり、近接建物との位置関係がわかるもの(方角を示すこと)。住宅地図等で可能。
 - □施設の配置図……工場等の全体図(敷地境界までわかるもの)の中に特定施設の位置を 記入する。
 - □振動防止の方法……図面、表等を利用し具体的に記入する。
 - □施設のカタログ等……形式、公称能力がわかるもの。可能な限り別紙として添付する。
 - □遅延理由書……施設設置工事の30日前までに届出ていない場合、提出する。
- 5 届出必要部数

2部(正本1部、写し1部)

6 提出先・問合せ

ご不明な点等ありましたら、下記までお気軽にお問合わせください。

松本市環境保全課環境保全担当 騒音·振動担当(東庁舎4階)

住 所 〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電 話 0263-34-3267

FAX 0263-34-0400

電子メール kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp

7 その他

届出様式等については、

松本市公式ホームページ>市政情報>環境情報>届出書様式>振動規制法関係から入手できます。

(http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/todokede/styledownload_vibration.html)

振動·設置 記載例

(別表)

項番号	特定施設の種類	備考					
一金							
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。					
口	機械プレス						
ハ	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。					
=	鍛造機						
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。					
二 圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。冷暖房、冷凍の用に供するものは除く。					
三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、 ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限 る。					
四織機		原動機を用いるものに限る。					
	ンクリートブロックマシン並びにコンク ト管製造機械及びコンクリート柱製造機械						
	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。					
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。					
六 木	材加工機械						
イ	ドラムバーカー						
П	チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限 る。					
七印	刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限 る。					
八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の 定格出力が 30kW 以上のものに限る。					
九合							
十鋳	型造型機	ジョルト式のものに限る。					